

# 京都光華大学・短期大学部研究活動不正行為防止規程

平成 28 年 2 月 25 日 制定  
令和 2 年 9 月 30 日 改正  
令和 3 年 9 月 9 日 改正  
令和 6 年 3 月 21 日 改正  
令和 8 年 3 月 12 日 改正

## (目的)

第 1 条 この規程は、京都光華大学及び京都光華大学大学院（以下「大学」という。）並びに京都光華大学短期大学部（以下「短期大学部」という。）において、研究活動及びそれに関連する業務に従事する全ての者（大学院生、学部生であっても研究に関わる場合は、研究者に準ずるものとし、以下「研究者等」という。）が、文部科学省「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成 26 年 8 月 26 日 文部科学大臣決定）」（以下「ガイドライン」という。）に基づき、研究活動について不正行為の防止及び不正行為への対応に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

第 2 条 この規程において、研究活動に係る不正行為（以下「不正行為」という。）とは「故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる」次の各号に定める行為をいう。

- (1) 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成し、研究の報告又は論文等に利用すること。
- (2) 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ又は研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- (3) 盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用すること。
- (4) その他 二重投稿、不適切なオーサーシップ、利益相反に係る諸問題、その他研究倫理に反する行為、及び大学・短期大学部諸規程を含む関連法令等に反する行為。

## (最高管理責任者・統括管理責任者)

第 3 条 研究活動の運営及び管理並びに不正行為防止を総括するために、最高管理責任者、統括管理責任者及び事務局責任者を置く。

- 2 最高管理責任者は、大学及び短期大学部全体を統括し、研究活動の運営及び管理について最終責任を負う者であり、学長がこれに当たる。
- 3 最高管理責任者は、不正行為防止に関するガイドラインを周知するとともに、第 3 条

第4項に規定する統括管理責任者及び第4条に規定するコンプライアンス推進責任者が研究活動の適切な運営及び管理を行えるよう必要な措置を講じなければならない。

- 4 統括管理責任者は、最高管理責任者を補助し、研究活動の運営及び管理について学部（短期大学部を含む）を統括する者であり、副学長がこれに当たる。
- 5 統括管理責任者は、不正行為防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者として、ガイドラインに基づき、大学・短期大学部全体の具体的な対策を策定及び実施し、コンプライアンス推進責任者に対策の実施を指示するとともに、当該実施状況を確認し、定期的に最高管理責任者へ報告しなければならない。
- 6 事務局責任者は、大学及び短期大学部の研究活動の運営及び管理について実質的な管理を行う者であり、事務局長がこれに当たる。

（コンプライアンス推進責任者）

第4条 部局等（事務局を含む。以下この条において同じ。）における研究活動の運営及び管理について実質的な責任と権限を持つ者としてコンプライアンス推進責任者を置き、当該部局等の長（事務局にあっては、事務局長）をもって充てる。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次の各号に定める業務を行わなければならない。
  - (1) 自己の管理監督又は指導する部局等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、定期的に統括管理責任者へ報告する。
  - (2) 不正の防止を図るため、研究者等に対してコンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
  - (3) 研究者等が適正に研究活動の運営、管理等を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。
- 3 コンプライアンス推進責任者は、必要に応じてコンプライアンス推進副責任者（以下「副責任者」という。）を任命することができる。

（不正防止に対する研修等）

第5条 最高管理責任者は、不正を防止するため、研究倫理教育・コンプライアンス教育等に係る研修会の定期的な開催、e-ラーニング等による受講の義務化及び、その他の適当な方法により、研究者等の規範意識の向上を図るものとする。

- 2 最高管理責任者は、不正を発生させる要因に対する具体的な不正防止計画を策定し、実施しなければならない。
- 3 第2項に係る事務は、学長戦略推進部において行う。

（研究者等の責務）

第6条 研究者等は、不正行為やその他不適切な行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

- 2 研究者等は、発表・公開された研究活動に関して、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を一定期間適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

- (1) 資料： 原則として、当該論文等の成果発表後 10 年間保存とする  
(文書、実験ノート、数値データ、画像等の試料、アンケート調査試料など)  
ただし、各学域等において各研究分野の特性に応じ、これと別の定めをすることができるものとするとともに、保存スペースの制約など止むを得ない事情がある場合は、合理的な説明ができる範囲で廃棄することができる。
- (2) 試料及び装置等：原則として、当該論文等の成果発表後 5 年間とする  
(実験試料、標本の試料、装置等)  
ただし、保存が本質的に困難もの(不安定物質や実験により消費されてしまう試料など)や保存に多大な経費が掛かるものはこの限りではない。

(共同研究における役割分担と責任の明確化)

第 7 条 最高管理責任者は、研究者等が共同研究の代表として研究を行うにあたり、代表者に次の各号についての対応を求めることとする。

- (1) 共同研究が適切に行われるよう共同研究者間において、研究目的や内容、業務、役割分担、責任等を明確にし、お互いに理解すること。
- (2) 複数の研究者による研究活動の全容を把握し、研究成果を適切に確認すること。

(若手研究者に対する助言等)

第 8 条 若手研究者等(学部学生、大学院生を含む)が自立した研究活動を遂行できるよう、指導にあたる研究者は、メンターとして適切な支援・助言等を行うものとする。

(相談窓口)

第 9 条 不正行為に関する、学内外からの相談窓口を置き、学長戦略推進部がこれに当たる。

2 相談に対応した部署は、相談者が第 11 条に定める通報を行わず、かつ、相談の内容に鑑み必要があると判断した場合は、相談者に事前に相談した上で、相談内容を通報として扱うことができる。

(通報窓口)

第 10 条 研究活動の運営及び管理を公正に行い、不正を防止するために、不正行為に係る情報の通報窓口を置き、学長戦略推進部がこれに当たる。

2 通報への対応の際は、通報者を保護する方策を講じなければならない。

(通報等の方法)

第 11 条 通報は、顕名によるものとし、次の事項を明示した書面(ファクシミリ・電子メールを含む)、電話、面談等を通じて行わなければならない。

(1) 不正行為を行ったとする研究者等の氏名、又はグループ等の氏名・名称

(2) 不正行為の具体的内容

(3) 不正行為の内容を不正とする科学的合理的理由

2 前項の規定に関わらず、匿名の通報があった場合、その理由や通報の内容に応じ、顕名の通報に準じた取扱いをすることができる。

- 3 不正行為が報道や又は学会、並びに他機関（以下「報道等」という。）から指摘がなされたときは、次条第5項に定める方法によって対応するものとする。また、大学・短期大学の研究者等による不正行為がインターネット上に掲載されていることが確認できた場合も同様の取扱いができる。

（通報等の取扱い）

- 第12条 通報窓口は、通報を受けたとき又は報道等により大学・短期大学の研究者等の不正行為への疑いが指摘されたときは、直ちに最高管理責任者及び統括管理責任者に報告するものとする。この場合において、被通報者又は報道等により不正行為への疑いが指摘された研究者等（以下「被通報者等」という。）に本学以外の機関に所属する者が含まれる場合には、当該機関の長にその内容を通知するものとする。
- 2 最高管理責任者は、不正行為がこれから行われようとしているという通報がなされた場合、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認めるときは、被通報者等に対し警告を行い、通報者に対し警告を行った旨を通知する。
- 3 最高管理責任者は、通報に係る不正行為が既に行われたと認める場合には、被通報者等が所属する部署等の長に命じ、第13条に定める調査を行わせるとともに、通報者、被通報者等に対しその旨を連絡するものとする。また、通報をした又は通報されたことを理由に、通報者・被通報者に対して不利益な取り扱いをしてはならない。
- 4 前項の場合において、最高管理責任者は、通報者、被通報者等及び通報内容等について調査関係者以外に漏洩しないよう秘密保持を徹底するものとする。
- 5 報道等により大学・短期大学の研究者等の不正行為に関する指摘がなされたとき、最高管理責任者は、その内容について関係者への調査を行い、真偽を判断した上で、第13条に定める調査の可否を決定する。

（予備調査）

- 第13条 最高管理責任者は、通報又は報道等（以下「通報等」という。）の内容に応じて、第15条第2項に定める調査委員会の委員長（以下「予備調査責任者」という。）を責任者に命じ、通報内容に関する予備調査（以下「予備調査」という。）を行わせ、調査結果を報告させるとともに、通報を受けた日（報道等の場合は公表日）から30日以内に、本格的な調査（以下「本調査」という。）の可否を決定する。
- 2 予備調査において、報者被通等に本学以外の機関に所属する者が含まれる場合には、当該機関の長に対し合同調査を申し入れる場合がある。
- 3 予備調査責任者は、予備調査に際し被通報者等に対して証拠物件等の保全を命じるほか、必要な措置を講ずるものとする。
- 4 予備調査は、以下の構成員によって行う。
  - (1) 予備調査責任者
  - (2) 最高管理責任者が必要と認める者（ただし、通報者及び被通報者等と利害関係のある者を除く若干名）
- 5 予備調査では通報等の際に示された理由等の合理性及び通報等により報告された行為に対する調査可能性について調査を行う。

- 6 最高管理責任者は、予備調査の結果、通報等の内容に合理性及び、調査可能性がないと判断した場合は、その理由及び予備調査に携わった者の所属・氏名を付して本調査を実施しない旨を通報者及び被通報者等に通知するものとする。ただし、この場合に所属機関がある場合はその所属長に通知するほか、氏名の公表など必要な措置を講ずるものとする。
- 7 本規程において、悪意とは被通報者を陥れるため、あるいは被通報者が行う研究を妨害するためなど、専ら被通報者に何らかの損害を与えることや被通報者が所属する機関・組織等に不利益を与えることを目的とする意思によるものを意味する。
- 8 最高管理責任者は、調査を行うことを決定した場合、通報者および被通報者に対し、調査を行う旨を通知し、調査への協力を求める。調査を行わないことを決定した場合、通報者に対し、調査を行わない旨およびその理由を通知する。
- 9 最高管理責任者は、通報等の内容の重大性等に鑑み必要があると判断した場合は、予備調査を経ずに第15条に定める調査委員会を設置し本調査を行わせることができるものとする。

#### (本調査)

- 第14条 最高管理責任者は、予備調査の結果、通報等の内容に合理性があると判断した場合、又は第13条第9項に基づく判断を行った場合は、調査委員会を設置し、決定から30日以内に本調査を開始するものとする。
- 2 本調査の実施にあたっては、最高管理責任者は、通報者、被通報者等に対し、その旨を通知するものとする。また、不正行為が第2条に該当する場合は、必要に応じて研究費等の配分機関及び文部科学省、当該研究費等の執行に関わる業者等に対しても本調査の実施を通知するものとする。
  - 3 本調査の実施にあたっては、調査委員会は、被通報者等に対して弁明の機会を与えなければならない。また、被通報者等が通報等の内容を否認する場合には、自らの責任において科学的根拠又は合理的根拠等を示し不正行為の疑惑を晴らさなければならない。
  - 4 前項において、被通報者等が本来存在すべき証拠等を示すことができない場合は、不正行為があったとみなすものとする。ただし、本人の責によらず示すことができない場合については、この限りではない。
  - 5 本調査の過程で、公的研究費配分機関からの求めがあれば、調査委員会は最高管理責任者の了解を得て、調査途上であることを付した中間報告を提出することができる。
  - 6 被通報者等は、正当な理由がない限り、本条の調査等を拒否することができない。また、被通報者等以外の本学構成員は、本条の調査に協力しなければならない。
  - 7 本学以外の機関において調査がなされる場合、本学は当該機関に本条の調査等への協力を要請することができる。

#### (調査委員会)

第15条 調査委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 当該学部長

- (4) 当該研究科長
  - (5) 事務局長
  - (6) 学長戦略推進部長
  - (7) 学長が指名する外部有識者
  - (8) その他学長が必要と認めた者
- 2 調査委員会に委員長を置き、前項に定める委員をもって充てる。
  - 3 調査委員会の構成は、第1項(6)を除く、委員の半数以上を学長が指名する外部有識者とする。
  - 4 調査委員会の委員は、通報者及び被通報者等と利害関係を有しない者と最高管理責任者が判断するものでなければならない。
  - 5 最高管理責任者は、通報者及び被通報者等に対し、調査委員会の委員の氏名及び所属を通知する。
  - 6 通報者及び被通報者等は、前項の通知後7日間以内に、調査委員会の構成について異議申し立てを行うことができる。
  - 7 前項の異議申し立てがあった場合、最高管理責任者はその内容を審査し、必要と認めるときは、当該委員を交代させることができる。

(調査内容等)

第16条 調査委員会は、次の各号に定める事項について調査し、認定する。

- (1) 不正行為の有無
  - (2) 不正行為の内容
  - (3) 関与した者および関与の程度
  - (4) 当該論文等および当該研究活動における関与した者の役割
  - (5) その他必要と認めた事項
- 2 調査委員会は、次の各号の方法により調査を行う。
    - (1) 当該研究活動および関連する研究活動に関する論文、実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査
    - (2) 関係者のヒヤリング
    - (3) 再実験の要請
    - (4) その他必要と認めた方法
  - 3 調査委員会は、他の研究機関、学会協会等に調査への協力を依頼することができる。
  - 4 調査期間中、不正行為に係る研究費等の執行停止その他必要な措置を講じることができる。

(調査結果の認定)

- 第17条 調査委員会は、本調査の開始後150日以内を目途に、不正行為の有無、不正行為の内容、不正行為に関与した者等について認定するものとする。本調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被通報者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かを認定するものとする。
- 2 前項で不正行為がなかったと認定される場合で通報が悪意に基づくものであることが

判明したときは、悪意のある通報者として認定するものとする。

- 3 調査委員会は、前項の認定に当たっては、通報者又は被通報者等に対し、書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。
- 4 調査委員会は、第1項の判定の結果を最高管理責任者に報告するとともに、文書により通報者及び被通報者等に通知しなければならない。また、被通報者等に他機関に所属する者がある場合は、第18条の不服申立てによる審査の終了後、当該所属機関の長にも通知するものとする。
- 5 当該通報に係る研究が他機関からの資金配分を受けて行われたものであるときは、必要に応じて当該配分機関及び文部科学省に報告しなければならない。

(不服申立て)

第18条 不正行為と認定された被通報者等又は通報が悪意に基づくものと認定された通報者は、最高管理責任者に対して不服申立てをすることができる。

- 2 前項の不服申立ては、通知を受けた日から10日以内に、理由及びその根拠を添えて行わなければならない。ただし、その期間内であっても、同一理由で二度申立てることはできない。
- 3 第2項に定める期日までに不服申立てがない場合、通報者及び被通報者等は、第15条の調査委員会による調査結果を認めたものとみなす。
- 4 調査委員会は、被通報者から不服申し立てがあったときは通報者に対して通知し、通報者から不服申し立てがあったときは被通報者に対して通知するものとする。また、その事案に係る当該配分機関及び文部科学省に報告する。不服申し立ての却下又は再調査開始の決定をしたときも同様とする。

(再調査)

第19条 最高管理責任者は、第18条の不服申立てについての根拠が、先の調査結果を覆すに足る合理的なものである場合に限り、再調査を行うものとする。

- 2 再調査を行う場合、最高管理責任者は調査委員会の委員の交代若しくは追加又は調査委員会に代えて他の者に審査させることができる。
- 3 再調査は、再調査の開始から30日以内に完了し、最高管理責任者は再調査結果を通報者及び被通報者に通知する。
- 4 通報が悪意に基づくものと認定された通報者からの不服申し立ての再調査については、30日以内に再審理を行い、その結果を直ちに最高管理責任者に報告するものとする。また、事案に係る当該配分機関及び文部科学省に報告する。
- 5 再調査結果に対して異議を申し立てることはできない。

(調査結果の公表等)

第20条 最高管理責任者は、調査の結果、不正行為が行われたと認定された場合は、速やかに次の事項を公表する。

- (1) 不正行為を行った研究者等の氏名、又はグループ等の氏名・名称
- (2) 不正行為の内容

(3) 調査委員会委員の所属、氏名

(4) 調査委員会が行った調査方法の概要

- 2 最高管理責任者は、不正行為の内容が第2条に該当する場合には、被通報者等に対し、研究成果の取り下げ等を勧告するなど、必要な措置を講じる。
- 3 最高管理責任者が、前項に定める措置を講ずる際には、公的研究費配分機関等が定める規則、その他関連法令等に規定される措置をもってかえることができる。
- 4 最高管理責任者は、通報が悪意に基づくものと認定された場合には、通報者の氏名、所属、悪意に基づく通報と認定した理由、委員会委員の氏名、所属、調査方法等を公表する。

(措置の解除等)

- 第21条 最高管理責任者は、本調査の結果により、不正行為が行われていないと認定された場合には、第16条第4項で実施した研究費の執行停止等の措置を解除するとともに、被通報者の教育研究活動への支障又は名誉のき損等があったときは、研究活動の正常化又は名誉回復のために必要な措置をとらなければならない。
- 2 最高管理責任者は、第11条に規定する通報を行ったことあるいは通報されたことのみを理由として、当事者に不利益な取り扱いをしてはならない。
  - 3 教職員等は、不正行為に係る申立てを行ったこと、申立てに基づいて行われる調査他に協力したこと等を理由として、当該申立てに関係した者に対して不利益な取り扱いをしてはならない。
  - 4 最高管理責任者は、前項の申立てに関係した者が不利益な取扱いを受けることがないよう配慮しなければならない。

(懲戒)

第22条 最高管理責任者は、不正行為を行った者及びそのことに関与した者、又は悪意に基づく通報と認定した者の不正事案が明らかになった場合、速やかに理事長に具申し、光華学園就業規則（昭和40年4月1日制定）第32条の規程により、賞罰委員会に諮る。

(守秘義務)

第23条 この規程に定める業務に携わるすべての教職員等は、当事者のプライバシー、名誉その他の人権を尊重するとともに、業務遂行上知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(雑則)

第24条 この規程に定めのない事項は、ガイドライン及び関連する文部科学省通達、その他関係法令通知等に則り取り扱う。

(所管)

第25条 研究上の不正行為が生じた場合における措置等に関する事務は、関係部局の協力を得て、学長戦略推進部が所管する。

(改廃)

第26条 この規程の改廃については、大学運営会議で審議する。

附 則

この規程は、平成 28 年 3 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 9 月 30 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 9 月 30 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 9 月 30 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 9 月 9 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 3 月 21 日から施行する。

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。